

プラスサポート生命保障

（リビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団無配当定期保険（Ⅱ型）〔生命保険〕）
（グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。）

余命6か月以内と判断されるときの前払請求
退職後も続く死亡時・高度障害時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】 プラスサポート生命保障は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

～退職後の保障に備えて～

全国消防プラスサポート生命保障(生命保険)の特長

1.死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

2.保険年齢70歳までの保障が準備できます。

3.保険料は新半年払です。

※この制度には配当金および満期保険金はありません。

※個人扱で無配当定期保険（Ⅱ型）に切替えた方は申込書のプラスサポート生命保障の既加入欄には記載されませんのでご了承ください。

保 障 内 容

【加入対象区分：本人・配偶者】

新規加入はできません

○死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 **300万円**

<リビング・ニース特約> 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

プラスサポート生命保障のお取扱い

お 取 扱 い

本人はグループ保険に加入していることが条件です。

配偶者は、本人がプラスサポート生命保障に加入していれば、プラスサポート生命保障のみで加入できます。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

ご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで

※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

6月と12月に控除します。

保 険 期 間

保険料の払込み

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入押印のうえご提出ください。現在の保障内容で継続する場合は手続き不要です。

自動更新の取扱い

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

解 約 返 戻 金

この制度を保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

そ の 他

保険金などの受取人によるご契約の存続について

・債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

・債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人はご契約を存続させることができます。

①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

②ご契約者でないこと

・保険金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

①ご契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第1 G

〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-3355

詳細は加入時のパンフレットを参照ください。

～ グ ル ー プ 保 険 ～ （（新・）団体定期保険）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（新・）団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。（当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります）

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【災害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（★）を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

（★）対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目（基本分類コード）

コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフス A（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎＜ポリオ＞（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱（A98.0）、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病（A98.3）、エボラ＜Ebola＞ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限ります。）（U04）

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。
（1）一類感染症、二類感染症または三類感染症
（2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウィルス感染症
（3）指定感染症

【障害給付金】 【災害入院給付金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせ